

平成 19 年 1 月 25 日

関係各位

病 院 長

H 5 N 1 高病原性鳥インフルエンザに関わる感染対策について

H 5 N 1 高病原性鳥インフルエンザが国内では宮崎県、国外ではインドネシアを中心に感染が報告されています。国内では人への感染は報告されていませんが、インドネシアでは人への感染で約 60 名の死者が報告されています。当院においても、この報告を踏まえ、以下のことに留意して頂き、予防対策の徹底をお願いします。

記

1. 鳥インフルエンザ感染を疑うべき患者

- 次の条件を満たす者は感染を疑い、対策に則って対応を行う

- (1) H 5 N 1 鳥インフルエンザが流行している地域へ渡航または在住し、帰国後 10 日以内（国内では宮崎県、国外ではインドネシアに注意）
- (2) その地域で鳥（体液や排泄物）または H 5 N 1 鳥インフルエンザ感染の患者と接触した
- (3) 咳・痰・呼吸困難などの呼吸器症状および発熱を有する

ただし、(1)(3) を満たすが (2) を満たさない患者であっても、基礎疾患を有せずかつ急激に症状が悪化する症例については、鳥インフルエンザウイルス感染を疑う必要がある

2. 医療従事者の感染対策

- 疑いのある患者が来院した場合は、

- (1) 2 階観察室 1 で診察を行う。他の患者との接触は避ける
- (2) 診察時医療従事者は、N 9 5 マスク・ゴーグル・ガウン・手袋を必ず着用する
- (3) 疑わしい場合は、ICD（PHS 8306）へ連絡し対応する
- (4) その他の対処は、感染対策マニュアルの SARS の項に準ずる

3. 届出について

- (1) 感染が疑われる場合、四類感染症発生届出票により、直ちに須磨保健所に届ける

4. 病床管理について

- (1) 入院加療が必要と考えた場合は、ICD に相談する

以上